

○個人情報保護委員会規則　号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年　月　日

個人情報保護委員会委員長　嶋田　実名子

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則の一部を改正する規則

第一条 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則（平成二十九年個人情報保護委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の二条を加える。

(心身の故障により行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者)
第四条の二 法第四十四条の六第二号の個人情報保護委員会規則で定める者は、精神の機能の障害により行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

第十三条中「第四条（同条第六項を除く。）」の下に「、第四条の二」を加える。

第二条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則（平成二十九年個人情報保護委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の二条を加える。

(心身の故障により独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者)

第四条の二 法第四十四条の六第二号の個人情報保護委員会規則で定める者は、精神の機能の障害により

独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

第十二条中「第四条（同条第六項を除く。）」の下に「、第四条の二」を加え、「第九条まで」を「第九条」に改める。

附 則

この規則は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和元年九月十四日）から施行する。